

工事に関する主な提出書類一覧表(受注者用) H30.7.1 改正版

本表に記載している事項は一般的な工事において請負者へ提出を求めるものであり、工事の種類や内容により提出書類が異なる場合は請負者と事前協議の上、追加又は省略することができる。
また、竣工検査時に検査資料として提出するものとする。

(適用条件に適合する場合 ◎:必ず提出 ○:必要に応じて提出)

区分	提出書類	適用条件(内容)	根拠(基準)	提出時期			参考資料	様式	
				着工前	変更時	竣工時			
(Ⅰ) 施工管理関係	① 工事施工計画書	請負額が500万円以上 (500万円未満であっても監督員が指示した場合は提出。)	【共】1-1-6 施工計画書	◎	○		1~36		
	② 主要資材	使用資材の品名・規格寸法・品質・数量等を記したものの。 (試験成績表、証明書、図面、カタログなどを添付)	【共】1-1-6-1(6) 施工計画書 【共】2-2-1 工事材料の品質及び検査 【HP】主要資材一覧表の提出について	◎	○		18~21	様2	
	③ 工事打合せ簿	発注者と請負者の間において書面により行うもの。 (指示、通知、承諾、提出など)	【共】1-1-43-1 提出書類 【約款】第1条4 (総則)	○	○		37~48	様3-1 様3-2	
	④ 段階確認書	段階確認が必要な工事 (設計図書に示された段階において出来形・品質・規格・数値等を確認)	【共】1-1-23-5監督員による検査及び立会等 【県H】段階確認の実施要領について(改訂) 【特】13			◎	49~62	様4	
	⑤ 工程管理	計画工程表に赤書きで実施工程を記入して対比したもの。 工事週報(営繕関係のみ)	【共】1-1-29-3 施工管理 【管基】1-5(1) 工程管理			◎	63~66		
	⑥ 品質管理	品質管理基準等に定める試験項目、試験方法及び試験基準により品質管理をおこなったもの。 (品質管理図表・試験成績表など)	【共】1-1-29-3 施工管理 【管基】1-5(3) 品質管理			◎	67~81		
	⑦ 出来形管理	出来形管理基準等に定める測定項目及び測定基準により、 設計値と実測値を対比し出来形管理をおこなったもの。 (出来形管理図・展開図など)	【共】1-1-29-3 施工管理 【管基】1-5(2) 出来形管理			◎	82~102	様7	
	⑧ 写真管理	工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工 状況、出来形寸法、品質管理状況等を撮影したもの。 (着工前・竣工、施工状況、出来形、品質、使用材料、立会など)	【共】1-1-29-3 施工管理 【管基】1-7(1) 写真管理			◎	103~111		
(Ⅱ) 施工体制関係	① 下請契約書及び下請代金内訳書(写)	請負金額に関わらず下請契約を締結するもの	【共】1-1-13 下請契約及び下請代金内訳書	◎	○				
	(添付書類)	施工体制台帳及び施工体系図	請負金額に関わらず下請契約を締結するもの(下請負契約の請負代金の総額が4000万円(建築一式工事においては6000万円以上)となる工事は監理技術者の配置)	【共】1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図 【業法】第24条の7 施工体制台帳及び施工体系図の作成等 【適法】第15条 施工体制台帳の提出等	◎	○		112	様10
		・工事請負契約書(写)	発注者と元請負者の契約書	【業則】第14条の二二一 【業法】第19条					
		・監理技術者証(写)	監理技術者又は主任技術者の資格を有することを証明するもの	【業則】第14条の二二二及び三					
		・監理技術者又は主任技術者の雇用証明(写)	当該作成建設業者に雇用されていることを証明するもの	【業則】第14条の二二二及び三					
		・再下請通知書	2次以下の下請がある場合	【業則】第14条の四					
		・下請負契約書(写)	1次~2次~3次~...間の請負契約書	【共】1-1-13 下請契約及び下請代金内訳書					
・施工体系図(写)	当該工事における各下請負人の施工分担関係を示した書面。	【共】1-1-14-2 施工体制台帳及び施工体系図	◎	○		119	様13		
③ 下請けの作業成果確認書	下請けに対する引き取り(完成)検査を実施していることが確認できる書面 (任意様式)	【共】1-1-12(1) 工事の下請負 【業法】第24条の4			○	○			
④ 登録内容確認書(写)	請負額500万円以上	【共】1-1-7 工事実績情報の作成、登録	◎	○注1)	◎	120~122			
⑤ 建設業退職金共済制度関係(写)	共済証紙の管理状況が確認できる書類 (証紙受払簿、証紙貼付状況報告書、就労状況報告書、等)	【共】1-1-46-6 保険の付保及び事故の補償	○注2)				123~131	様15	
(Ⅲ) 建設副産物関係	① 再生資源利用計画書	請負額500万円以上。 (該当する建設資材の利用、建設副産物の有無に関わらず工事施工計画書に含めて提出)	【共】1-1-6-1(14) 施工計画書 【共】1-1-22-6 建設副産物 【特】8	◎			132		
	② 再生資源利用促進計画書						133		
	③ 再生資源利用実施書	(最終)請負額500万円以上の全ての工事 (該当する建設資材の利用、建設副産物の有無に関わらず提出)	【共】1-1-22-7 建設副産物 【特】8			◎	134		
	④ 再生資源利用促進実施書						135		
	⑤ 再資源化等報告書	特定建設資材(①コンクリート②コンクリート及び鉄からなる建設資材③木材注3)④アスファルト・コンクリート)を用いたものの内一定規模(リ令第2条)のもの。	【共】1-1-22-7 建設副産物 【リ】第18条 【リ令】第2条			◎		様20	
	⑥ 建設副産物情報交換システム(COBRIS)へ入力	(最終)請負額500万円以上	【共】1-1-22-6.7 建設副産物 【特】8	◎		◎	136		
	⑦ 産業廃棄物管理票(写) (マニフェスト)	総括表、E票(写)、電子マニフェスト情報、のいずれかを提出。 (E票が間に合わない場合はD票までを記載した総括表、又はD票(写)を提示し、後日総括表又はE票(写)を提出。)	【共】1-1-21-3 建設副産物 【廃】第12条の3.4 【特】9			◎	137~143	様22	
	⑧ 残土処理関係資料(写)	副産物特記仕様書にもとづく処理状況が確認できる資料 (任意様式) (工事名、受入場所、受入者、数量 など)	【副特】建設発生土 【共】1-1-22-12 建設副産物			◎		様23	

注1) 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は変更時の提出は不要。
 注2) 任意加入制度であるため関係書類の提出については任意。
 注3) 工事に伴う伐採材、伐木材、除根材は除く。

【適法】公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
 【リ】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
 【リ令】建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
 【廃】廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 【県H】長崎県土木部ホームページ
 【HP】佐世保市ホームページ
 【約款】工事請負契約書

【共】長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)
 【管基】建設工事施工管理基準
 【業法】建設業法
 【業則】建設業法施行規則
 【特】工事施工特記仕様書
 【副特】建設副産物特記仕様書